

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

2016年に実施した総務省調査によると、地方自治体で働く臨時・非常勤職員は、全国で約64万人に及ぶとされ、今や地方自治体職員の5人に1人が臨時・非常勤職員であり、本市においては、それを上回る実態がある。臨時・非常勤職員なしには日常の業務が成り立たない現実がある。

職種は、行政事務職のみならず、保育士、学童保育指導員、学校給食調理員、各種相談員、図書館職員、学校教育職員など多岐にわたっている。その多くの職員が、恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっている。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立した。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 2 非正規労働者格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備を図り、必要財源を確保すること。
- 3 「会計年度任用職員」の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について、早急に検討を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重